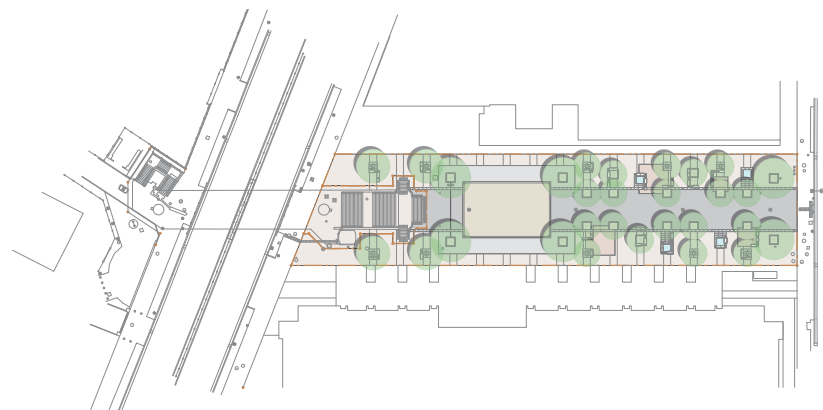
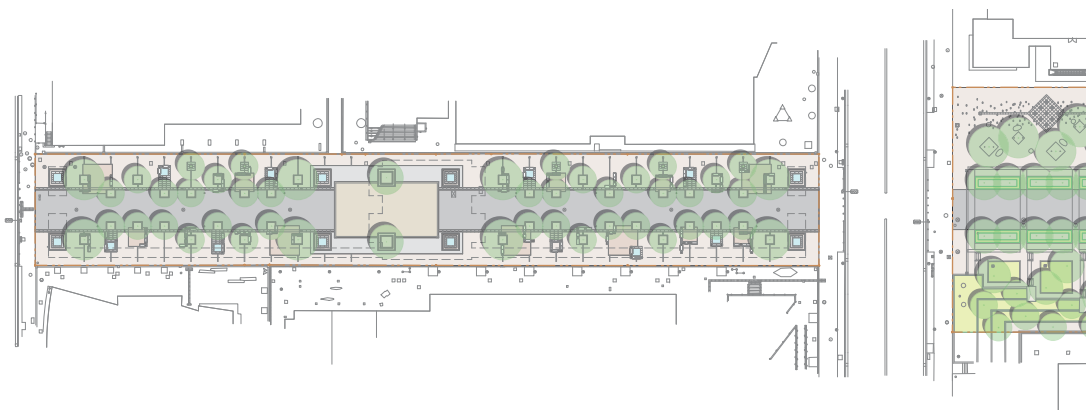


図面 4 グランモール公園

45-46街区 41-42街区 美術の広場 ヨーヨー広場



45-46街区



41-42街区



■留意事項

- 実施の詳細については、管理者である環境創造局都心部公園担当と協議が必要になります。
- 市内産や市内メーカーの花のPR等を趣旨としたプランター等による花の演出を想定しています。
- 通行量の多い場所であるため、設置箇所動線を狭めない場所を想定しています。
- サイン等の設置については屋外広告物や景観に関する条例に基づき所管と協議を行うものとします。
- 法令や横浜市の条例を遵守してください。
- 利用後、現況復旧となります。 ・現地を確認した上でご提案をお願いします。

ヨヨー広場



利用できない場所